

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令の概要

1. 政令案の概要

「企業会計基準の見直しの進展」、「地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進」などの諸状況を踏まえ、昭和41年以来大きな改正が行われていない地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、以下のとおり、所要の見直しを行うものである。

(1) 地方公営企業法施行令の一部改正

① 借入資本金制度の廃止

建設改良のための企業債等に相当する額を資本に整理する制度を廃止し、負債に整理する。

② キャッシュ・フロー計算書の導入

③ 繰延勘定の廃止

損失・費用の繰延べである繰延勘定を廃止する。

④ 繰延収益の創設

償却資産取得のための補助金等を減価償却費等の発生に併せて収益化する。

⑤ 組入資本金制度の廃止

建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度を廃止する。

(2) 地方財政法施行令の一部改正及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

(1)に伴い、地方公共団体の財政指標の算定方法について所要の改正を行う。

2. 今後の予定

公布：平成24年1月27日

施行：平成24年2月1日

適用：平成26年度（早期適用も可能）